

監理技術者等専任義務合理化兼務届

年 月 日

（宛先）焼津市長

住所
届出者 商号又は名称
代表者

次の工事について、建設業法第26条第3項第1号ただし書の規定に基づき、専任の主任技術者又は監理技術者を兼務することとしたいので届け出ます。

なお、兼務する工事双方の発注者に、3の事項を確認し、主任技術者又は監理技術者の兼務について承諾を得ています。

1 兼務する工事（これから契約する工事）

配置技術者氏名		資格		職務	(専任・非専任) 主任技術者 (専任・非専任) 監理技術者
建設工事名					
建設工事箇所	焼津市				
工期	年 月 日から		年 月 日まで		
請負代金額（税込）	円				
監理技術者等 兼務承諾日	承諾日		年 月 日		
	発注者（工事発注担当課（※））				

2 既受注工事

配置技術者氏名	1に同じ	資格		職務	(専任・非専任) 主任技術者 (専任・非専任) 監理技術者
建設工事名					
建設工事箇所					
工期	年 月 日から		年 月 日まで		
請負代金額（税込）	円				
監理技術者等 兼務承諾日	承諾日		年 月 日		
	発注者（工事発注担当課（※））				

（※）当該工事の受託課がある場合は工事受託担当課をいう。

3 監理技術者等の専任義務合理化要件の確認事項

兼務する1と2の工事については、次の要件に該当します。

(該当する場合は☐又は■を記載し、その他必要な記載事項の報告をしてください。)

<input type="checkbox"/>	請負代金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満である。
<input type="checkbox"/>	兼務する現場が2箇所以内である。
<input type="checkbox"/>	現場間の距離が1日で巡回可能、かつ、移動時間が2時間以内である。
<input type="checkbox"/>	兼務を認めないとされた工事でない。
<input type="checkbox"/>	入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある。 (入札の申込のあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係)
<input type="checkbox"/>	主任技術者又は監理技術者との連絡員を配置できる。ただし、土木一式工事及び建築一式工事については、1年以上の実務経験を有する者に限る。
<input type="checkbox"/>	下請け次数が3次までである。
<input type="checkbox"/>	施工体制を確認できる情報通信技術の措置を取ることができる。
<input type="checkbox"/>	工事現場ごと、人員の配置を示す計画書の作成、現場据え置き及び保存の措置を取ることができる(※)。
<input type="checkbox"/>	現場以外の場所から状況を確認するための情報通信機器を設置することができる。
<input type="checkbox"/>	低入札工事でない。
<input type="checkbox"/>	兼務する工事双方の発注者から主任技術者又は監理技術者の兼務について承諾を得ている。
<input type="checkbox"/>	上記事項を全て満たしている。

(※) 落札決定後、工事発注担当課あてに、作成した建設業法施行規則第17条の2又は第17条の5に基づく人員の配置を示す計画書を提出すること。